

令和 2 年

第 6 回臨時会連合審査会会議録

令和 2 年 10 月 23 日

田 上 町 議 会

令和2年第6回臨時会
連合審査会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和2年10月23日 午前9時22分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|--------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 傍聴人
新潟日報社 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
議案第48号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について

午前9時22分 開 会

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） それでは、時間はちょっと早いですが、皆さんおそろいなのです。

今ほど総務、社文の双方でそれぞれ連合審査会の申入れをしたところ、同意が得られましたので、連合審査会の開催を決定しましたので、報告いたします。

それでは、連合審査会に入りたいと思いますが、三條新聞社より傍聴の申出がございますので、許可しております。

（日報の声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 失礼しました。新潟日报社、三条新聞社の両者より傍聴の申出がございますので、許可をしております。

それでは、連合審査会を始めたいと思いますが、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、大変ご苦労さまでございます。

先ほど挨拶の中でも申し上げました。今回は、観光関連産業への支援策と同時に、雇用対策ということで、2件ご提案をさせていただきました。まずは、新型コロナウイルス、この現状の把握が大事であろうということから、調査をさせていただきました。もちろんそれで全てが把握できたわけではありませんけれども、ある程度といいますか、一応は町の新型コロナウイルスの現状というものも把握できたのではないかなというふうに思っております。そうしたことを踏まえてのご提案でございます。よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げて、挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ありがとうございます。

それでは、連合審査会で行います案件は次第のとおりでございます。

それと、次第の末尾に記載されておりますが、連合審査会では質疑、意見のみで終わり、採決につきましては、それぞれの委員会で採決を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行の説明をお願いします。

まず、歳入について説明をお願いいたします。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。補正予算の説明の前に、本日お

配りした資料、10月14日全員協議会の資料、修正版であります、それについてご説明をまずさせていただきます。

今回の雇用緊急対策を提案するに当たりまして、あらかじめ議会の会派代表者会議を開いていただき、議会側のご意見、考え方を確認した中でご提案申し上げる予定でございました。しかしながら、先日の全員協議会で今井議員ご指摘のとおり、説明した内容では不具合、綻びが生じるおそれがあるということから、事業の対象者が主たる収入が給与収入であることを明確にするため、改めて今回資料を修正して提出いたしました。これについては、会派代表者会議での私の対応、進め方が軽率、拙速であったためであります。議会の議事進行に混乱を招きましたことを深くおわび申し上げます。このようなことがないように今後慎重に対応してまいりますので、よろしく申し上げます。

詳しくは、この後総務課長より説明申し上げます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めて、おはようございます。今ほど副町長からお話がありましたが、補正予算の内容に入る前に、前回の全員協議会で私どもで今回の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の事業概要ということで説明をさせていただきましたが、その辺修正等がございましたので、この部分をまず説明をさせていただいた後に、補正予算の説明をさせていただければと思っております。

まず、議案の発送のとき、あるいは議運のときにも一緒に当初説明をさせていただきました。それで、その議運の際にもいろいろご指摘を受けた部分がございますので、まずは今回当日配付ということで、今回の給与収入に対する減収対策緊急支援金事業ということで、資料ナンバー1の4の修正ということにつきまして、まず説明をさせていただきたいと思っておりますので、お手元に出していただけますでしょうか。

まず、前回の全員協議会の際に、私どもとしては今回給与収入に関係する方に対して減収をしていきたいということで、一部全員協議会の資料の中で給与所得とか収入ということで語句が、字句がばらばらになっていたものですから、まずその部分を給与収入ということで字句を統一をさせていただきました。ということで、事業名も前回給与所得者ということでございましたが、今回は給与収入という形で修正をさせていただきました。

それから、事業内容のところでございますが、同じく給与収入ということで、ちょっと見にくくてあれですけども、網かけをさせていただきましたが、前回の全協ではそこは給与所得になっていましたので、給与収入、その前の主たる収入とい

うことでマーカーというか、ちょっと色塗りさせていただいておりますが、前回の全員協議会ときには、ここに生計を支えるというような表記がありました。この部分、今回町としては個人の収入を捉えたいということで提案をさせていただきましたが、この生計を支えるという部分が世帯を捉えるように感じられるということで、この部分を削除して、主たる収入ということは変わっていないのですけれども、その部分を修正をさせていただいたということでございます。

それから、その中の事業内容でございます。今ほど副町長がお話をさせていただきましたとおり、前回の全員協議会でいろいろご指摘をいただいた中、少し混乱を招いたことにつきましては、副町長もそうですけれども、大変申し訳ございませんでした。

今回その部分で、②というところで、今回はあくまでも給与収入をベースにして考えていきたいということで、ここで事業内容の1番に主たる収入が給与収入の人ということで、この部分で大半分かるのではないかと、この前の議運の中でもそういう議論もあったのですけれども、よりはっきりさせるべきだろうということで、今回②番ということで追加をさせていただきました。給与収入以外のその他の収入額の合計が給与収入を上回る人については、今回はこの事業の対象外とさせていただきたいということで、新たにこの部分を明文化して、ここに表記をさせていただきました。それ以降は順番を繰り下げているということで、③から⑨ということでマーカーをつけさせていただいたというような内容でございます。これが今回の給与収入に関係する部分の修正になります。ということで、今回、前回議案と一緒に送付させていただいた資料につきましては廃棄していただければと思います。

それから、もう一つ、議案書と一緒に修正部分ということで送らせていた部分につきましては、湯田上温泉宿泊費等補助事業、これについては説明の際にも訂正をさせていただきましたが、事業の担当課を保健福祉課、町民課ということで表記があったのですが、これを産業振興課に修正をさせていただきたいといった内容でございますので、事業の内容的には全く変わっておりませんので、その部分の修正をお願いをしたいと思います。

資料の訂正の部分についての説明は以上でございます。

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。議案第48号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第8号)でございます。先ほど町長提案理由で説明をさせていただきました歳入歳出それぞれ1,902万6,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ65億5,690万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳入でございますが、議案書8ページをお願いいたします。今回歳入につきましては、繰越金を財源として充当させていただくということで、20款1項1目繰越金1,902万6,000円ということで計上をお願いしておりますところでございます。今回の補正後になりますと、現在の繰越金の決定額との比較をいたしますと、約3,196万円を保留ということで、今後の補正財源という形で活用していくといった内容でございます。

歳入は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、歳入に関する質疑を終結いたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出について執行の説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、引き続き歳出の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。4款衛生費、1項6目新型コロナウイルス対策費でございます。歳入同額1,902万6,000円の補正をする内容でございます。

まずはじめに、説明欄をお願いいたしますが、中小・小規模企業対策事業ということでございます。18節負担金補助及び交付金300万円ということでございますが、こちらにつきましては、湯田上温泉の宿泊費の補助という形になっておりまして、3,000円で1,000人ということで予算をお願いしている部分でございます。宿泊につきましては、町外者は宿泊費の15%ということで上限2,000円、そのほかに町内施設、商店等で利用できる利用券を1,000円分ということで、合わせて3,000円を1,000人ということで見込んで予算の計上しているところでございます。

それから、下の雇用確保対策事業100万円でございます。18節負担金補助及び交付金100万円でございます。新規雇用の奨励金ということで、こちらにつきましては新型コロナウイルスの関係で解雇、雇い止めになった方を正規に雇用された方あるいは臨時に雇用された方について、その企業に対して1人当たり10万円ということで、10人分ということで予算のほうを計上させていただいているところでございます。

それから、減収対策緊急支援金事業でございますが、1,502万6,000円でございます。まず、11節の役務費ですが、2万6,000円、これは支給決定の通知ということで、これは郵送料、今予算では300人を見込んでおりますので、その84円郵送料分とい

うことで計上しておりますし、18節に負担金補助及び交付金1,500万円、こちらにつきましては、先ほどの資料でも説明をさせていただきました給与収入の減少に伴いまして、それぞれ2万円から10万円ということで支給をしていきたい、支援していきたいという内容でございまして、300人分の5万円ということで1,500万円の予算の計上をさせていただいているところでございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 新型コロナウイルス対策についての運用の面で確認しておきたい、伺っておきたいと思うのですが、この新型コロナウイルス対策の表のところの事業内容のところ、対象外の人には、③のところ、本人の意思により就業していなかった人という項目があります。これは、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響ではなく、個人の事情によるものだよとしているのだけれども、事業所からの離職票なり、事業所からの何らかの命令書などなければ、機械的にあなたの場合は自主的に退職したのだから、あるいは自主的に休んだのだから、認めませんというような機械的な措置を取るべきではないのではないかとというふうに感じました。というのは、田上町の事業所は中小零細なので、その影響があったことを従業員自身が自ら感じて、休職するなり退職するなり、そういうケースがあるのではないかと、解雇されなくても。そうした状況については、十分当局がその事情をよく聞いた上で、でき得る限り新型コロナウイルス対策の状況で休んだりなんかしている者についてつかんで、適切な措置をする、対策、言わば交付をするという、そういう柔軟さが必要でないかと感じましたので、ここの項目を盾に取って機械的に対応するという点については厳に戒めるべきだと感じていますが、この点ではいかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど高橋議員がおっしゃるとおりに、そういう部分がないように、これから要綱等もありますけれども、なるべく聞きながら、その人の状況を全部把握しながら、なるべく面倒のないような形でやっていければなというふうには考えています。

13番（高橋秀昌君） そのように適切な運用を要請したいと思います。

2つ目に伺いたいのは、実は私の手元のところにある私が得た資料の中で、新潟県全体で、給与が減ったことによって自治体が独自に交付をするというのは実は既に新発田市で行っていました。新発田市では、月収3割以上の世帯に対して、現金

給付ではなくて、商品券給付というやり方を取っていることが分かりましたので、現金でないということの違いはありますけれども、実際にそういう措置を取っている自治体があるということが1つ分かりました。しかしながら、田上町のように50%以上の人には10万円、それ以下の人たちには5万円とか2万円と出すというのは、今新潟県内の中で、これが議決されれば、田上町が初めてのことになります。私は、こういう点では極めて、率直に言うと、優れた政策を打ち出したのが佐野町長だと考えているのですが、これをぜひとも有効にしてもらうために、私はどういう広報をするのかなと思って、田上町のホームページを見ました。開いたら新型コロナウイルス対策のことが載っていました。開いたら訳が分からないのです。あれ職員の皆さんも田上町のホームページを開いて、新型コロナウイルス感染症に対する対策の田上町の独自の施策について、あれで分かるという人がいるかというぐらい、率直に言えばひどい内容だったのです。聞いてみたら、上げるのは各課が責任を持って上げているということと聞きました。しかし、私はそのやり方だと極めて統一性がないように感じたのです。見る人は、課の出し方によって、その整然としないものを判読しなければならないというのが、今のホームページの特徴なのではないかと思ったのです。では、どうしたらいいのだろうということで、ほかのところを見ってみました。いっぱい見たわけではありませんので。例えば皆さん阿賀町のところをちょっと見てもらえると分かるのですが、極めて分かりやすい。どんなふうな書き方をするかということ、まさに今資料で出したこういう、まさにこういう書き方なのです。この資料に出したような。そして、この色づけのところはカラーを入れていく。そして、文字も少し大きめにしているのです。田上町を見ると、出さないと悪いから、出したというふうにしか思えない、そういう内容でした。大事な点は、誰もが開いて見たら分かりやすいというところに注目すべきだと。せっかくの様々な、約2億円のお金を使って、新型コロナウイルス対策の町民や事業主への提起をしているにもかかわらず、ホームページを見てもなかなか分からないと、どう見たらいいのだという迷いがいっぱいあると思いますので、ぜひここは改善をして、どこの市町村よりも田上町のホームページは少なくとも新型コロナウイルス対策のは、よく分かるなという中身に改善してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ホームページにつきましては、以前からご指摘を受けていた部分でございます。そういう中で、今回直した部分がございます。新着情報ということで、新しい情報については出てくる。見ていった中で、支援策はこちらと

いってクリックすると、その支援策にぼんと飛ぶような形。直したことは直したのですけれども、まだ見づらいというようなご意見もいただきましたので、今阿賀町というようなお話もございました。そういうところで、基本的には新型コロナウイルス本部が保健福祉課で持っておりますので、保健福祉課の中でその辺のホームページの調整とかを行っておりますけれども……

(総務課じゃねえんだの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) 保健福祉課です。新型コロナウイルスの関係は。

(総務課の声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) 保健福祉課になりますので、まだ見づらいというご意見いただきましたので、その辺はまた担当と話をして、総務のほうの技術のほうもありますので、その辺とまた協議をして、阿賀町もちょっと見てみまして、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っております。

13番(高橋秀昌君) そういう改善していただくということが1つですが、もう一つは総務課が全体の課を掌握するというのは大事なことなので、できるだけ単純に統一的に行うということがとても大事だと思うのです。幾つもクリックしなければ目的に行けないというのは、今の焦眉の課題は、皆さんが困っているところというのをできるだけ一発で見えるようにするという、そういう工夫もすべきではないかということで、ぜひ改善を求めておきたいと思います。

以上です。

2番(品田政敏君) 新型コロナウイルス感染症についての質問ですが、宿泊料金につきまして、私も当初私の早とちりではないかと思いましたが、前回、一番最初的时候、G o T oで35%、それから町補助で25%というふうなのが私の頭にもう入っていましたので、それでも私のほうも、私のところに来ないかというような案内を友達のところにしたわけです。結果的には、ここで見るとクーポン、地域指定のこの300万円のほうの予算のほうでまた1,000円プラスになっておりますので、ツーペイなのですけれども、結果的には35%、25%という格好なのですが、この運用の方法、どうなのでしょう。例えば私が、例えばの話、呼んできて、例えば何人かで泊まったと。私が当初代表になっていれば、みんなそれ田上町の分だというふうに伺っていましたが、ここでは、例えば私が3人私の知り合いを呼んできました。3人で泊まりました。3人が私の仲間だということで、代表者ということで、例えば35%、25%が適用されるというふうに私は思っておりました。ここに来て、2回目から15%というのが出てきたと思うのです。そうすると、運用の仕方でもっ

て、実際私も使ってみたいなとは思ったのですが、運用の仕方なのですが、トラブルが起き得ることはないですか。考えられない。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 産業振興課の近藤です。おはようございます。

今ほどのような質問の部分、もう一回整理いたしますと、前回、これまでであったのが町内のお住まいの方をまず対象にしたプランになっています。そのときのご説明が国の割引の35%で、そしてあと町のほうの割引の25%、合わせて60%ということで、その際に町の外の方も一緒に、町の方と町の外の方も一緒に泊まれるのであれば、その割合を適用しますと。それとはまた切り離して、あくまでもこれは町外の方が主たる対象の方になりますので、一応その辺、前のものと切り離してお読み取りいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君） では、支払いのときに、最初のときの支払い、トータルになるのか、このクーポンが頂ける部分、頂けないかということの差、出したときは、町民だということで3人分を支払ったと。それで、実はこのうち2人は町外だよということで、そのときにまたその金額を請求するというようなことは考えられなかったでしょうか。支払いするときは一括であるから。

（何事か声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません。若干ちょっと繰り返しかもしれませんが、前回までのものともう完全に切り離してお考えいただいて、宿泊の予約の段階でもう受付するホテル、旅館のほうでその辺は心得ていると思いますので、この方は町内の方のほうを使えます、そうではない方はこちら、今日のご提案のほうをさせていただきますというふうになりますので、そういったようなご心配とかはないかなというふうに考えています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。私のほうからちょっと運用面に関してお伺いしたいなというふうに思います。

まず、減収対策緊急支援金事業になるのですが、申請手続に当たり、令和元年の収入額が分かるものとして、源泉徴収票というふうになっているのですが、源泉徴収票ですと、まだ冬の期末手当が令和2年度これから支給される場所が多いというふうにも思います。令和元年の源泉徴収だと、そういった賞与ですとか、そういったものが全て入っている年間の収入額になると思うのです。実際に減収幅を見る際に当たって、減収幅の比較が、例えばこれ議決をして、要綱をつくって事業を実施するに当たって、減収幅の確認というのが、そういった賞与関係がこれから支給されていくような状況下だと、なかなかその減収幅が、もしかしたら

この10%以上30%未満のところに本来であれば当たる方が、源泉徴収票の比較というような形になると、源泉徴収票の額面と、それを令和2年の給与明細と比較すると、源泉徴収票は切り分けられていないので、単純にそれを12で割ってしまうと、減収幅が大きく振れてしまうことも出てくると思うのです。そういった部分をどのように見ていくのかということは、すごく大事なところかなというふうに思うのですけれども、その辺りの運用面の考え方というのをご説明願いたいなというふうに思います。この事業、例えばこれまで全然光の当たらなかった家族従業員の方に対しても光を当てることができず、制度としてはしっかりと進めていただきたいなと思うのですけれども、一方で、やはりもらえない方も、給与収入400万円以上の方、もらえない方もおられるので、そういった方たちから見て納得できると思いますか、納得できるような事業の内容、制度の内容になっていないとうまくないなというふうに思いますので、その辺りの運用面の考え方だけ説明願いたいなと思います。

町民課長（田中國明君） 基本的には、なぜ令和元年度のまず年間収入額を把握しないといけないかという部分でございまして、そこにつきましては、先ほど来議論されておりますその他以外の収入がある方がいるわけですから、まずそこら辺をふるいにかけてということで、そのような形で対応させていただいているところがあります。確かに今委員長おっしゃられるように、令和元年分の収入でいえば賞与というのも含めた年間の総収入金額というような状況になるかと思えます。そうしますと、例えば今で言いますが、実績としては10月分くらいの給与までいただいていることになるかと思えますが、そうすると確かに1か月分そういうふうな部分はあることは間違いのないと思います。そういう中で、あくまでもどこかで基準をしっかりと持たなければ、この制度自身もなかなか成り立たないということもまた事実であろうというふうなことで町のほうでは考えておまして、そういうものを考えていきますと、令和2年度分の年間の収入というよりは、減収のあった月の分の何か月間かある程度見るとというような考え方等も含めまして、今内部のほうで検討しているところでもあります。ですので、今委員長が言われるような部分につきましても、もう少しまた実際の運用に当たっては気をつけながら、本人からしっかり聞くなり、状況を、そういう中で対応していくしかないかなというふうなことで今のところ考えているところでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、単純に源泉徴収の給与収入を12で割って、それが例えば令和2年度の10月と比較したら大分下がっている、そういうふうな単

純な話ではなくて、きちんと通常というか、令和元年の同月の状況であったりとか、そういったものをしっかり加味しながら、適正な運用が図られるように要綱を制定していくというようなことで受け止めればよろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） 運用、そういうふうな形、様々、これ制度自体がなかなか、個人に実際にやるという部分でいうと、不公平感なんていう部分もきっと出てくるのかもしれませんが。そういうような部分をしっかり確認しながら、育てながらちょっとやっていかないといけない制度になるのかななんていうふうなことで、総務課とか保健福祉課とかといろいろ協議する中では話をしているところでございまして、今言われるような部分も本人のほうからよく聞き取りするなどして対応していければというふうなことで考えているところでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 分かりました。ありがとうございました。

あと、事業費、今回1,500万円というふうな形で予算計上しておるのですが、実際に町の実施した雇用調査のほかに、労働政策研究所がそれぞれ新型コロナウイルスの感染拡大で仕事や生活への影響に関する調査というものを実際に行っております。そういったもので通常月の収入と比較してどの程度収入の落ち込みがあるとか、そういった全国的な調査をしております。そういった数字をちょっと拾って私なりに推計を出すと、おおよそ3,000万円弱、その数字を根拠にすると2,835万円という数字に私にはなったのですが、おおよそ事業費としてはその程度膨らむことも想定されるのだろうというふうに思っています。その辺りの当局の捉え方、今もう10月半ば過ぎておるので、大きく見積もって残が出て困るという部分もあるとは承知はしているのですが、その辺りの事業費の大きさがもしかしたらどの程度膨らんでいくのかというところの推計というのはお持ちなのだろう、補正をするというふうに、足りなくなったら補正しますというふうに先日の全協ではおっしゃられていたのですが、そういった最大でどの程度になるというような見込みであったりとか、事業費の推計に関して、忙しい中事業をつくっていただいたのは感謝をしているのですが、その辺りの見込みをしっかりといただきたいなというふうに思うのですが。

総務課長（鈴木和弘君） この政策をつくって予算を決めるとき、あくまでも町が取ったアンケートをベースにしてということでの予算づけをさせていただきました。たしか全協のとき高橋議員も、この数字でいくと、このぐらいではないとか、確かに今井議員がおっしゃるような、そういう部分ではないかと。先ほど町民課長も話もしまして、町としては初めての部分がありますので、本来であればどの程度かと

見込めて予算を上げるのでしようけれども、取り急ぎ何とか早めにということで、町長もぜひという部分、議員の皆さんからもそういう部分ということで、まず取りあえず町が分かる部分でこの程度だろうということで予算計上させていただいておりますので、確かに今後の見込みがどの程度かというの、正直私もちょっとどの程度かという部分は持っておりません。ただ、前からも池井議員も、ではどういう執行残というか、交付金が来るのに対してそれを全部使い切れるのかという部分、まだ事業をやっている部分での執行残がはっきり分からない部分でありますけれども、基本的にはそういう部分を残さないという形で町のほうは考えております。ですので、この事業が膨らむことによって、そういうところに充てられるかもしれませんが、なおまた足りない部分が、不足する、交付金がまだ余ると言うと言葉は悪いですが、そういう部分、可能性もゼロではないかと思えます。ただ、その部分については、湯田上温泉の温泉掘削とか、そういった部分を充当するなりというふうな形でも考えているところがございますので、この部分は、正直言うと、今幾らかという部分はちょっと町のほうでは持ち合わせておりませんが、今今井議員がおっしゃるとおり、この事業で必要になる部分については今回提案をさせていただきましたので、その部分はしっかり必要な金額は補正をして、最悪交付金で足りなくても、それは基金を取り崩すなり、町の財源を持ち出してでもやっていこうというふうには考えています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、様々な担当課としても、財政を預かっている担当課としても、臨時交付金の様々な事業をやっている事業の中での執行状況ですとか、これが膨らむ事業費等も勘案して、財政的にやり切れる事業だというふうに捉えているということの理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

2番（品田政敏君） 1つ要望であります。今ほどの内容で、私個人的な観点なのですが、例えばうちの息子の関係でいいますと、フリーランスなのです。それでいてかつ給与所得があるのです。例えば講師等々。ご存じのとおり、うちはピアニストという職業を持っていますので、そういうふうなときになると、実際は給与所得、給与所得は講師の分、県立高校等の給与がありますので、この分で問題になるというか、正式にやればあれなのでしょうけれども、本当に分かってもらいたいというところがあるわけです。現実にコンサート等がもう完全になくなっていました。明日からまたちょっと始まりますけれども、そういうふうなときを考えると……

（何事か声あり）

2番（品田政敏君） いや、だからお願いです。だから、現状を聞いてくれるというこ

とで、よろしくお願ひします。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 皆さん、すみません、冷静にお願いいたします。

品田議員、すみません、個人的な事業の内容に関する問合せ等は、この議案審査の場においてはふさわしいものと言えるものではありませんので、個別に担当課のほうにご相談願えればと思います。

2番(品田政敏君) 個人的といえば個人的なのでしょうけれども、でもそういう例があり得るだろうということで私はお話しした経緯でありますので、よろしくお願ひします。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、ほかにご質疑のある方、ご発言願ひます。

それでは、しばらくにして……

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 皆さん、冷静に落ち着いて議事進行させていただけるとありがたいなと思います。ありがとうございます。

それでは、しばらくにしてご質疑もありませんので、歳出に関する質疑を終結いたします。

それでは、これをもちまして連合審査会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前10時03分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年10月23日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一
社会文教常任委員長 今 井 幸 代